

第1章

政治の制度

第1節 権力分立制

1 権力分立制の意義

「権力分立制」とは、国家が行使すべき権限をいくつかに分け、それらをそれぞれ異なる人物や機関に委ね、行使させるという仕組みのことをいう。

権力分立制に関する理論として有名なものに、モンテスキューの「三権分立論」がある。これは、国家権力を「立法権」「行政権」「司法権」の三権に分け、それらをそれぞれ異なる国家機関に行使させ、互いにけん制させることにより、国民の権利や自由を保障しようとするものである。

■権力分立制 立法権・行政権・司法権

立法権	法を制定する権限のこと
行政権	法に基づき、政治を運営する権限のこと
司法権	法に基づき、社会的紛争を裁定する権限のこと

また、権力分立制に関する理論として、他にロックの「二権分立論」がある。これは、国家権力を「立法権（国家の最高権）」と「執行権（行政権と司法権を合わせたもの）」・「連合権（外交権）」の2つに分け、それらを異なる国家機関に行使させるというものである。

2 大統領制・議院内閣制

(1) 意義

権力分立制は、各国において様々な形で導入されている。それらは「大統領制」と「議院内閣制」に大別することができる。

「大統領制」とは、立法権を担う議会の議員と、行政権を担う大統領とをそれぞれ国民が選出し、議会と大統領は分離の関係にある政治制度のことをいう。また、「議院内閣制」とは、立法権を担う議会の議員を国民が選出し、行政権を担う内閣は議会の信任のもとその権限を行使するという政治制度のことをいう。

大統領制では、議会の議員と大統領が別々に選出されるので、議会と大統領の役割は明確に区別される（二元的代表制）。これに対して、議院内閣制では、議員の中から何人かを選び出して内閣をつくり、行政の仕事を任せるという形がとられるため、議会と内閣の関係は密接なものとなる。

(2) 大統領制と議院内閣制の違い

大統領制と議院内閣制の違いは、行政の責任者をどのようにして選出するかという点に現れている。大統領制の場合、行政の責任者となるのは、国民によって選出された大統領である。これに対して、議院内閣制の場合、行政の責任者となるのは、議会（特に下院）の信任を受けた内閣である。